

ごみ減量・リサイクルハンドブック 〈事業者向け〉



目 次

1	循環型社会の形成	1P
2	土浦市のごみ事情	1P
3	事業者の役割	2P
4	事業系ごみについて	2P
5	事業所からでるごみを適正に処理するために	8P
6	資料・その他	13P

1 循環型社会の形成

循環型社会とは、廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物等はできるだけ資源として利用し、どうしても資源として利用できないものは適正に処理することで、天然資源の消費の抑制をして、環境負荷を低減する社会です。

土浦市のごみ排出量の約 3 割を事業系ごみが占めており、また排出されたごみの中には、減量やリサイクル可能なものが多く含まれております。

市では、さらなるごみの減量とリサイクルを推進しております。事業所においてもごみの分別排出、ごみの減量化にご協力をお願いいたします。

●経費削減につながります

ごみの処理経費は、皆さんの大切な税金で賄われております。

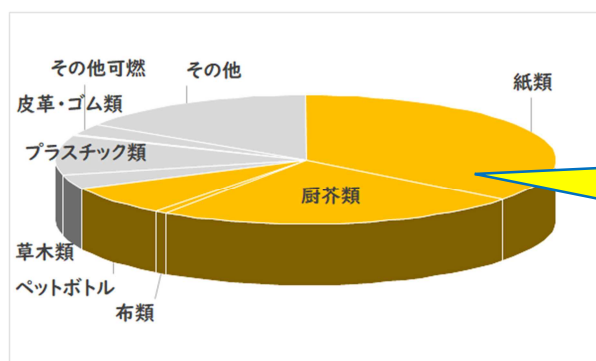
循環型社会の形成は、ごみ処理の経費削減と税金の有効活用につながります。循環型社会形成のキーワードである3R=リデュース、リユース、リサイクルに取り組みましょう。

2 土浦市のごみ事情

事業系のごみの中には、リサイクルできる資源が多く含まれています。

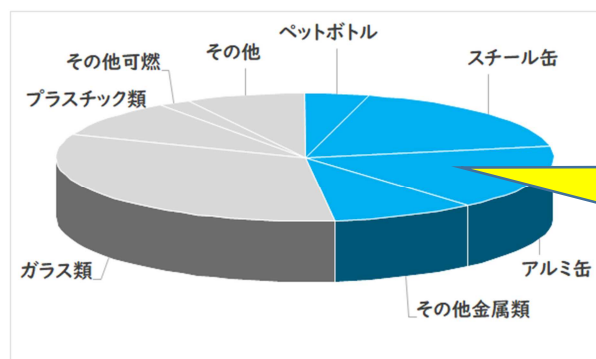
排出する際に紙類や缶・ビン・ペットボトルなどに分別をすることでリサイクル可能となり、ごみを減らすことができます。

【事業系燃やせるごみの組成】



約 68%の燃やせるごみがリサイクル可能です！

【事業系燃やせないごみの組成】



約 48%の燃やせないごみがリサイクル可能です！

出典：令和2年度ごみ組成調査（土浦市）

3 事業者の役割

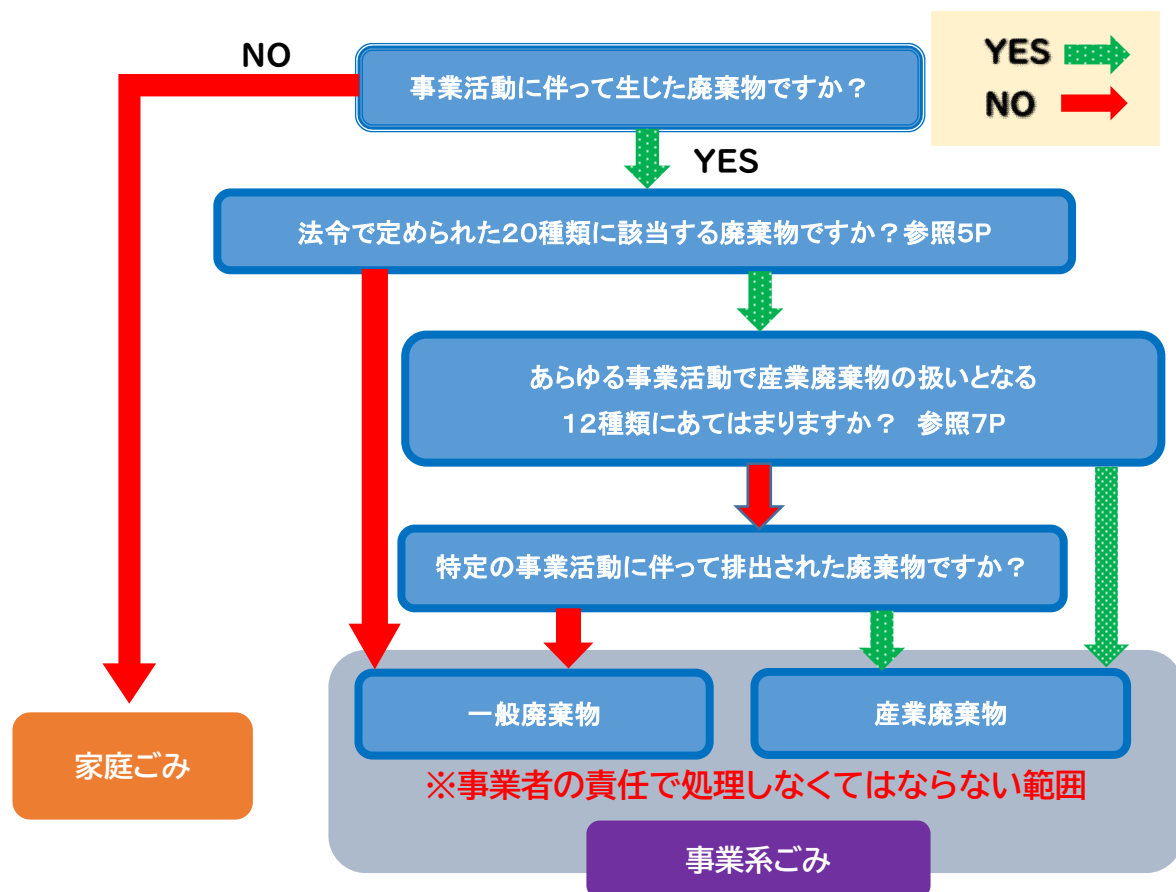
- ごみの発生を抑制し、再利用を促進するなどによりごみの減量に努める。
- ごみを自らの責任において適正に処理する。
- ごみにならないような包装、容器などの基準を定めて、その適正化を図る。
- ごみの減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力する。

4 事業系ごみについて

(1)ごみの種類

一般の家庭から出されたごみと区別して、事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)のことを事業系ごみといいます。

事業系ごみは、さらに、**一般廃棄物**と**産業廃棄物**の2つに分かれます。



- **事業系ごみ** 商店・飲食店・オフィス・工場・学校など事業活動に伴って発生したすべての廃棄物
- **産業廃棄物** 事業系ごみのうち、法令に定められた20種類の廃棄物
- **事業系一般廃棄物** 事業系のごみのうち産業廃棄物以外のもの

事業系ごみと資源物の分け方

一般廃棄物

(土浦市清掃センターに搬入できるもの)

品目	品目の例	分別のポイント
燃やせるごみ	使用済みのティシュペーパー・リサイクルできない紙、草、落ち葉など	可能な限り、リサイクルにするよう分別を徹底しましょう。
生ごみ	従業員の方の飲食物、食品残渣 食堂、弁当販売等からの食品残渣	食料品製造業などの特定の事業活動に伴い発生した場合は、 産業廃棄物 です。
紙 類	紙ごみ、新聞、雑誌、書籍 ダンボール	可能な限り、再生業者に依頼してリサイクルしてください。 建設業や繊維工業などの特定の事業活動に伴い発生した場合は、 産業廃棄物 です。
古 布	不要になった作業服、制服、デコレーション用の布など	
ペットボトル (容器包装 プラスチック)	従業員の方の飲食容器 ※従業員の飲食用に限り、土浦市清掃センターに搬入できます。	可能な限り、再生業者に依頼してリサイクルしてください。 従業員の飲食以外に出たものは 産業廃棄物 として処理してください。
缶・ビン	従業員の方の飲食容器 ※従業員の飲食用に限り、土浦市清掃センターに搬入できます。	可能な限り、再生業者に依頼してリサイクルしてください。 従業員の飲食以外に出たものは 産業廃棄物 として処理してください。※土浦市清掃センターに搬入の際には、「不燃性一般廃棄物搬入届出書」を記入してください。
木くず	長さ1.5m、太さ20cmまで ※1事業所1日4t車2台まで	建設業や木製品の製造業など特定の事業活動に伴い発生したものは 産業廃棄物 です。

産業廃棄物

(土浦市清掃センターに搬入できないもの)

品目	品目の例	分別のポイント
廃プラスチック	プラスチック製品(発泡スチロール、PP バンド、ビニールなど) タイヤ、農業用ビニールなど	従業員の方の飲食容器以外のもの。できる限り、リサイクルしてください。
金属くず	商品の入っていた缶、金具、はさみ・刃物類、スプレー缶など	事業系一般廃棄物以外のもの。空き缶・金属は、資源ごみです。できる限り、リサイクルしてください。
ガラス 陶器くず コンクリートくず	飲食用のビン、コップなどのガラス類、蛍光灯、電球、茶碗等の陶磁器、植木鉢、ブロックなど	従業員の方の飲食用のビンに限り、土浦市清掃センターに搬入できます。できる限り、リサイクルしてください。
廃油	食用油、機械油	事業活動に伴って生じた廃油は 産業廃棄物 です。
汚泥	乾電池、ボタン電池、バッテリー	事業活動に伴って生じたものは、 産業廃棄物 です。
木くず	建設業・木製品製造業等特定の事業活動から排出される木くず。貨物流通用木製パレット等	事業系一般廃棄物以外のもの。事業活動に伴って生じたものは、 産業廃棄物 です。
古布	建設業や木製品の製造業など特定の事業活動から排出される布等。	事業系一般廃棄物以外のもの。事業活動に伴って生じたものは、 産業廃棄物 です。

【搬出方法】

一般廃棄物・・・・一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し処分する、または、土浦市清掃センターに直接事業者が自ら搬入して処分する。

産業廃棄物・・・・産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し処分する、または、産業廃棄物許可業者に自ら搬入する。

事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類表

ごみ区分	ごみの種類または内容	主な排出事業所	一廃	産廃
紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
		農業（出荷用ダンボール）	●	
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
	雑誌、新聞紙、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙、ダンボール等	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、伐根・伐採材、水道解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		●
	木製机、テーブル、いす、梱包材、板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等	●	
		物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭、測定ポール	測量業	●	
	街路樹剪定木、庭木剪定木	造園業、園芸サービス業	●	
	河川・道路管理等に伴う流木、木ぎれ	国・県・市等管理者	●	
	間伐材	育林業	●	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●
	木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		●
繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●
	繊維くず	繊維製品製造業	●	
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	
動植物性残さ	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業等		●
		卸売市場、飲食店、スーパー、小売店等	●	
	賞味期限切れの製品くず	同上	●	
動物性固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院等	●	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット等の死体	ペットショップ、犬猫病院等	●	

事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類表

ごみ区分	ごみの種類または内容	主な排出事業所	一廃	産廃
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物（すす）等	全事業所（浴場、焼肉店、事務所等）		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
	紙くずを焼却した際の燃えがら、灰	全事業所	●	
汚泥	工場廃水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝等の泥状物	全事業所（工場、飲食店、旅館、国、県、市等）		●
廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）		●
廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所（写真現像所、食品製造業等）		●
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
廃プラスチック	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレー等	全事業所		●
	農業用マルチ、出荷用選別かご等			
	スーパーマーケット等で客が飲食した後のプラ容器等	飲食店、パチンコ店等		●
	従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出した物（弁当がらなどのプラ容器、プラ製品等）	会社、事業所等	●	
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具、天然ゴム製長靴等	全事業所		●
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶など	全事業所		●
	従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出した物（飲料缶などの金属容器、金属製品等）	会社、事業所等	●	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼、製網圧延業等		●
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
輸入廃棄物	輸入された廃棄物	全事業所		●
産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設		●

(2)産業廃棄物一覧表

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)など、固形状液状全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切屑くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10 鉱さい	高炉、平炉、電気炉等溶解炉かす、鑄物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの③PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの③PCBが染み込んだもの
	15 繊維くず (天然繊維くずのみ)	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)②繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの③PCBが染み込んだもの④羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		



家庭ごみとして出すことはできません！

事業活動に伴って生じる一般廃棄物は下記のいずれかの方法で処理をします。

①収集運搬業者に収集を依頼する。

②事業者自ら土浦市清掃センターに搬入する。

事業活動で生じる廃棄物を家庭ごみ集積場に出した場合、収集されませんのでやめてください。

5 事業所からでるごみを適正に処理するために

ごみ減量・リサイクルの取り組みによるメリット

ごみを減らしリサイクルを進めていくことは、循環型社会の実現など、ごみ問題の解決につながるのもちろんですが、事業所自体にも大きなメリットがあります。そのため事業所の一人ひとりがみんなで協力してリサイクル運動に取り組んでいきましょう。

メリット1 企業のイメージアップ

持続可能な開発目標（SDGs）に基づき、地球環境問題に大きな関心が集まっている昨今、環境を軽視した事業活動を行っている企業はどんどん取り残されていくでしょう。ISO14001の認証取得や、地域住民と地区清掃活動ボランティアにおける交流・協力を行う企業も増えています。

事業所全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、企業のイメージアップにつながります。

メリット2 コストの節減・効率化

設備や事務用品などの浪費・無駄を減らして、職場での体系的な節約を行うことで、ごみの減量化だけでなく経費の節減・効率化にもつながります。

メリット3 社員の意識改革

ごみを出さない職場、環境にやさしい製品づくりを目指すことで、製品の減量化、作業工程の合理化・品質管理の向上などにつながります。事業者としての新しいニーズに応じることで、従業員一人ひとりの意識啓発にもつながります。

メリット4 税金の有効利用

ごみ処理にはたくさんの経費がかかっているため、排出量を減らすことは、その費用の節約になります。

ごみ処理経費には、私たちの納めている貴重な税金が使われています。

ごみの排出量を減らすことで、ごみ処理に使われている私たちの税金がほかのことに有効利用されることにもつながります。

メリット5 地球環境の保全に寄与します

ごみ減量等の取り組みを進めることにより、限りある資源の保全・省エネルギー・汚染物質の削減など次世代へ良い環境を残すことができます。

ごみ減量・リサイクルの具体的な進め方

STEP1 把握する

ごみの量を把握することは、減量効果の確認や減量計画策定のために不可欠なことです。収集伝票を整理し、収集運搬業者から月報等をお願い、正確なごみ量を把握するようにしましょう。また処理料金の支払いの根拠にもなるため、事業者自ら計量するのが望ましいです。



月報



STEP4 実行する

最後に、事業所の一人ひとりがごみの減量・リサイクルについて意識を持ち、行動することが重要となります。取り組みに当たっては、テナントや従業員、利用者への**指導及び啓発を継続的にやっていくことが大切です**。関係者への分別マニュアルや社内報・掲示板・研修などを活用しましょう。また、目標や決められた事が正しく守られているのか、成果はどうか、**定期的にチェックしていくことも大事です**。



STEP2 検討する

次に、実態把握の結果に基づき、事業所全体では**どんな種類のごみがどれくらい発生しているのか**分析します。また、そのごみがリサイクルできるのか、できないのか確認してみましょう。



ペットボトルや缶・ビン・紙・ダンボール・生ごみなどリサイクル可能です！

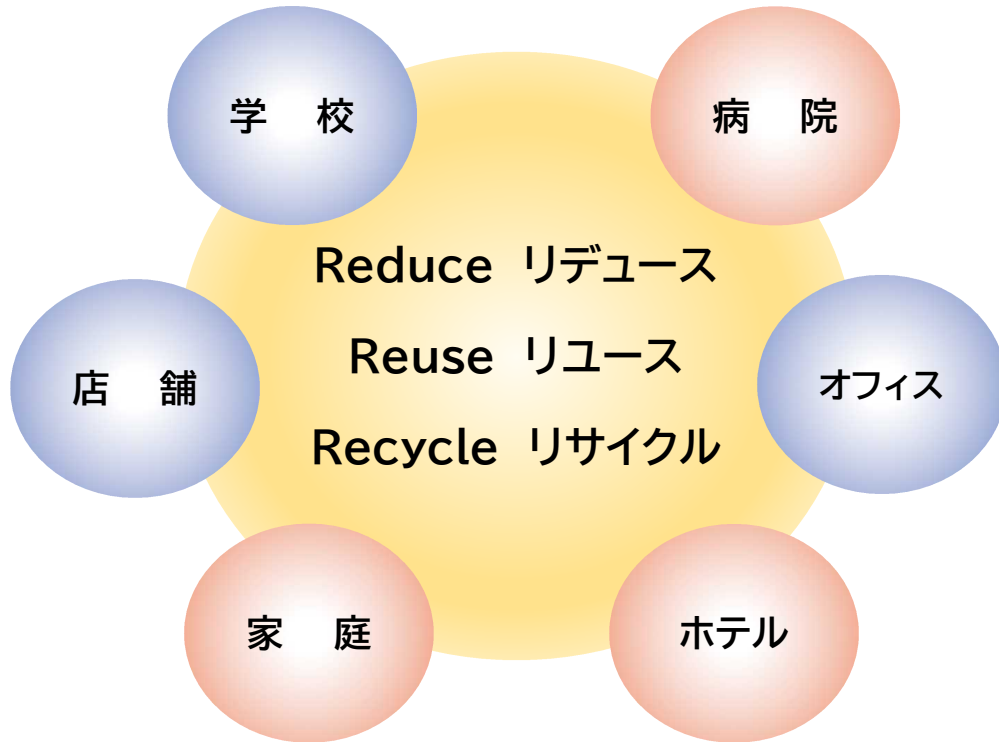
STEP3 設定する

発生抑制、再使用、リサイクルを進めるための**具体的な数値目標**を策定してください。目標策定にあたっては事業者が社員・清掃員・収集運搬業者とよく相談し実現できる目標を作ることが大切です。

目標を設定した後は、目標をクリアできるようなルールを設定しましょう。ルール設定に当たっては、分別容器を設置し廃棄物分別保管場所で分別できる環境が必要です。

ごみ減量のヒント 3R

すべてのシーンでごみ減量に生かせる、万能キーワード



Reduce 発生抑制

ごみになるものを減らしましょう

オフィスでの工夫…

事務用品の購入は、在庫管理を行い無駄なものを購入しない。

両面印刷や2in1印刷を励行、ミスコピーの裏側を社内文書やメモなどに再利用し紙ごみにしない工夫を！

飲食店やホテルでは…

箸袋の簡素化や省略化を行う。

生ごみの主な成分は水分ですので、十分な水切りを行うことで減量化につながります。

Reuse

再使用

使い終わったものを捨てずに、繰り返し使しましょう！

オフィスでの工夫…

コピー機やプリンターのトナーカートリッジなどは、メーカー回収などの詰め替え可能なものを利用する。

不要な事務用品を他の部署等でシェアする。

社内往復文書は使用済みの封筒を利用する。

商店では…

リターナブル瓶の積極的な活用やデポジット制の商品を積極的に使用する。

流通用梱包材や容器などは、繰り返し利用する。

Recycle

再生利用

もう一度資源として生かして使しましょう

オフィスやホテルでは…

従業員の制服にペットボトルリサイクル製品を利用する。

トイレトペーパーなど、環境に配慮した再生品を使用する。

OA 用紙、新聞紙、ダンボール等の再生可能な紙類を資源化する。

飲食店では…

食べ残しや、調理くずなどの生ごみは生ごみ処理機等による堆肥化や資源化をする。※堆肥化・メタン発酵処理をする処理事業者もあります。

廃油を分別排出し、リサイクルする。

ビン・缶・ペットボトルを分別して資源として回収業者に引き取ってもらう。

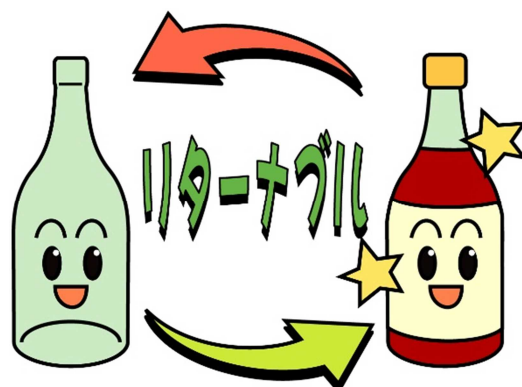
事業所等での3R 活動



【職場へのマイボトル持参】
リユース: Reuse
 ものを繰り返し使う



【オフィスでの分別の徹底】



【リサイクル製品の活用】

6 資料・その他

令和5年度一般廃棄物処理業者一覧表

事業所名	郵便番号	主な事業所等所在地	許可区域※	許可内容	電話番号
(株)アキバ	300-0066	土浦市虫掛3626番地	土・新	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	823-0067
(株)伊東商事	300-0842	土浦市西根南二丁目11番21号	土・新	一般廃棄物(ごみ・木くず・草・枝くず・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	842-8157
(有)栗原商事	300-0811	土浦市上高津1676番地1	土・新	一般廃棄物(ごみ・剪定枝・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	825-5353
(有)佐藤産業	300-0873	土浦市荒川沖6-329	土・新	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	029-804-1153
(株)AZロジコム	300-0005	土浦市中貫2363	土	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	831-0331
(株)土浦関東商事	300-0847	土浦市卸町一丁目5番地6-A101	土・新	一般廃棄物(ごみ・浄化槽汚泥・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	821-3793
(株)東栄商事	300-0022	土浦市白鳥町1096番地21	土・新	一般廃棄物(ごみ・生ごみ・浄化槽汚泥・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	831-0450
飯塚運輸(株)	300-0012	土浦市神立東二丁目10番65号	土	一般廃棄物(ごみ・生ごみ)	831-0100
(株)茨城県クリニック・クリーン協会	319-0323	水戸市鯉淵町1番地5	土・新	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	029-259-7200
(有)クラモチ企画	300-0013	土浦市神立町3698番地27	土・新	一般廃棄物(ごみ)	831-6260
(有)小松商事	300-0843	土浦市中村南四丁目4番7号	土	一般廃棄物(ごみ)	841-4636
(株)三 広	300-0034	土浦市港町一丁目1番11号霞ヶ浦レイクコーポ306号	土	一般廃棄物(ごみ)	029-887-6770
(株)十河サービス	174-0072	東京都板橋区南常盤台一丁目18番7号	土	一般廃棄物(ごみ)	03-5995-3701
高橋興業(株)	300-0038	土浦市大町12番1号	土・新	一般廃棄物(ごみ)	824-2211
(株)ダイショウ	300-0066	土浦市虫掛3462番地	土・新	一般廃棄物(ごみ・剪定枝・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	823-3629
北関東通商(株)	300-0805	土浦市穴塚1486	土・新	一般廃棄物(ごみ)	823-8549
つくば環境エンジニアリング(株)	300-0061	土浦市並木四丁目4661番地1	土・新	中間処分(破砕処理)※市内木くず・草・伐採樹木に限る。	824-1311
(株)信 輝	305-0023	つくば市上ノ室1142番地1	土	一般廃棄物(ごみ)	029-857-5438
エコバンク (株)	300-0027	土浦市木田余東台五丁目9番12号	土・新	一般廃棄物(ごみ)	029-801-7070
桜南運輸(有)	305-0042	つくば市下広岡374番地3	土	一般廃棄物(ごみ)	029-857-3166
(有)環境保全	315-0034	石岡市東田中482番地	土	一般廃棄物(ごみ・浄化槽汚泥)	0299-24-3106
(株)やまたけ	123-0841	東京都足立区西新井五丁目35番13号	土・新	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	03-3899-3737
(有)千代田衛生	315-0054	かずみがうら市上稲吉17番地3	土・新	一般廃棄物(ごみ)	0299-59-2358
(株)エコ産業	300-0013	土浦市神立町650番地	土	一般廃棄物(ごみ)	831-4183
(株)恋瀬産業	315-0001	石岡市石岡12883番地	土	一般廃棄物(ごみ・生ごみ)	0299-22-6511
東クリーン	300-0818	土浦市上高津新町10番地47	土・新	一般廃棄物(ごみ)	823-7655
(株)ハシモト	300-0844	土浦市乙戸766番地9	土・新	一般廃棄物(ごみ)	841-1382
出島商業	300-0134	かずみがうら市深谷61番地12	土	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	897-1448
(有)第一クリーン	300-1252	つくば市高見原一丁目5番46号	土	一般廃棄物(ごみ)	842-5002
(株)エコロジーかずみ企画	300-0201	かずみがうら市柏崎376番地6	土・新	一般廃棄物(剪定枝・刈り草)※自社処理施設に搬入	029-896-0302
(株)日昇つくば	305-0877	つくば市片田468番地	土・新	一般廃棄物(ごみ)	838-1070
(有)エス・ディ・エス	300-0331	稲敷郡阿見町阿見4666番地1442	土	一般廃棄物(ごみ)	891-3911
(株)千葉総業	277-0042	千葉県柏市逆井1247番地	土・新	一般廃棄物(ごみ)	04-7175-1400
(有)石下衛生センター	300-2706	常総市新石下206番地4	土	一般廃棄物(ごみ)	0297-42-6558

※土…旧新治地区を除く土浦市内

※新…旧新治地区(大志戸・大畑・小高・小野・上坂田・沢辺・下坂田・高岡・田土部・田宮・東城寺・永井・藤沢・藤沢新田・本郷)

令和5年度一般廃棄物処理業者一覧表

事業所名	郵便番号	主な事業所等所在地	許可区域※	許可内容	電話番号
(有)M・K・Tクリーン	300-0312	稲敷郡阿見町南平台三丁目24番地10	土	一般廃棄物(ごみ)	029-831-2981
(株)エム・ビー・シー	310-0852	水戸市笠原町1565番地1	土・新	一般廃棄物(ごみ)	029-859-1722
(株)新栄商事	304-0004	下妻市大木1252番地3	土	一般廃棄物(木くず)	0296-44-5401
(株)日の丸商事	300-4244	つくば市田中2126番地の2	土	一般廃棄物(ごみ・剪定枝)	029-867-1106
(株)ともゑ	305-0005	つくば市天久保1-8-7	土	一般廃棄物(ごみ)	855-0083
(有)トヨタ	300-0804	土浦市粕毛町1-1	土・新	一般廃棄物(ごみ)	827-3580
(株)勝田商会	300-0061	土浦市並木一丁目2番18号	土・新	一般廃棄物(特定家庭用機器再商品化法対象機器及びその収集に伴うもの)	821-6439
(株)瀧田興業	300-4104	土浦市沢辺1410番地	土・新	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	862-2216
来栖建設(株)	300-4116	土浦市藤沢新田18番地	土・新	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	862-2934
(株)クリーン小林	300-4111	土浦市藤沢3571番1	土・新	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	862-5065
(株)結南クリーンセンター	307-0001	結城市結城7188番地	土・新	一般廃棄物(生ごみ)	0296-33-0636
茨城県南造園土木協業組合	300-0048	土浦市田中三丁目2番1号	土・新	一般廃棄物(木本類・草本類)	822-3771
小松崎運輸(有)	315-0116	石岡市柿岡2644番地1	土・新	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	0299-44-1004
日興運送(株)	300-0871	土浦市荒川沖東二丁目10番34号	土・新	一般廃棄物(ごみ)	841-2138
(株)スズキ	300-4201	つくば市寺具912番地3	新	一般廃棄物(浄化槽汚泥)	029-869-0106
(有)県南	300-4222	つくば市下大島747番地	新	一般廃棄物(浄化槽汚泥)	029-867-1228
(有)栄和工業	300-0011	土浦市神立中央五丁目15番3号	土・新	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)	833-0733
日和サービス(株)	316-0034	日立市東成沢町二丁目2番10号	土・新	一般廃棄物(ごみ)	0294-37-1811
額賀 絹子(南グリーン総業)	311-3836	行方市南46番地1	土・新	一般廃棄物(ごみ)	0299-77-0732
(有)高山商店	300-0304	稲敷郡阿見町掛馬326番地	土・新	一般廃棄物(ごみ)	887-6520
(有)中澤産業	300-2302	つくばみらい市狸穴1360番地の1	土・新	一般廃棄物(ごみ)	0297-58-6214
平和産業(株)	300-4249	つくば市洞下489番地3	土・新	一般廃棄物(ごみ)	029-869-0105
(株)サムズ	270-2214	千葉県松戸市松飛台286番地5	土・新	一般廃棄物(感染性以外のおむつ)	047-387-0142
(株)そめや	300-1217	牛久市さくら台四丁目35番地1	土・新	一般廃棄物(ごみ)	029-872-6685
太誠産業(株)	171-0022	東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル4F	土・新	一般廃棄物(リサイクル可能な生ごみ)	03-3989-0098
日立セメント(株)	317-0062	日立市平和町二丁目1番1号	土	一般廃棄物[生ごみ・し尿処理排水汚泥・可燃ごみ(廃プラスチック・木くず・紙くず・繊維くず等)]	0294-22-2111
(有)クリーン産業	300-1625	北相馬郡利根町羽中1391	土	一般廃棄物(ごみ)	0297-68-3817

※土…旧新治地区を除く土浦市内

※新…旧新治地区(大志戸・大畑・小高・小野・上坂田・沢辺・下坂田・高岡・田土部・田宮・東城寺・永井・藤沢・藤沢新田・本郷)

産業廃棄物処理業者

【お問合せ先】

一般社団法人 茨城県産業資源循環協会

水戸市笠原町978-25

電話 029-301-7100

FAX 029-301-7103

土浦市資源協同組合

【事務所】 土浦市城北町14-8サンシティU102

電話 029(824)5506

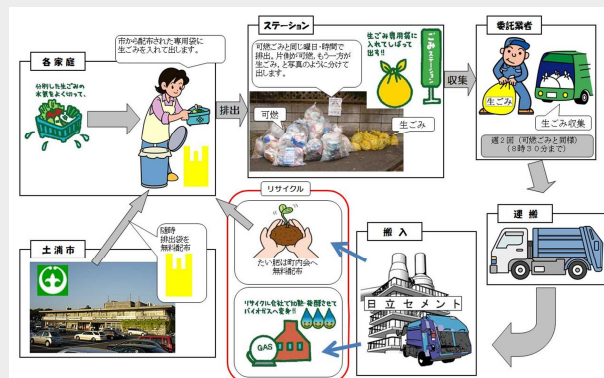
FAX 029(824)5045

組合員一覧表

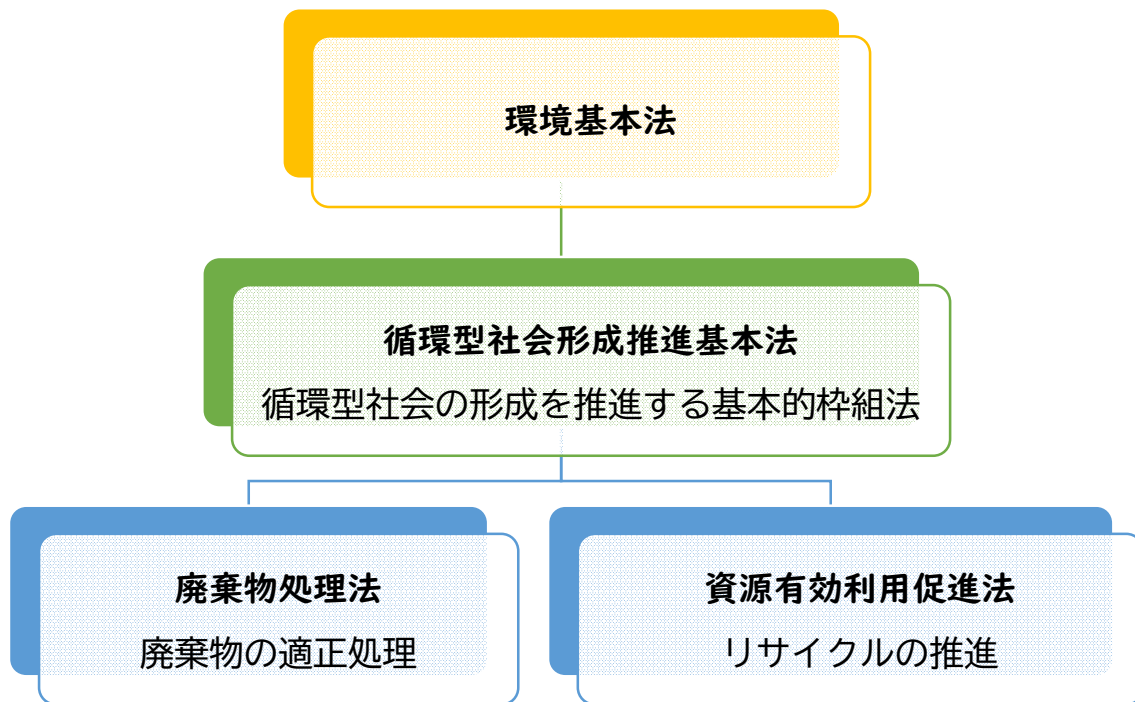
会社名	住所	電話番号	FAX
(株)飯田商店	土浦市立田町 4-15	821-1475	821-1258
(株)飯田屋商事	土浦市田中 1-10-25	822-2675	822-2967
片岡商店	土浦市烏山 4-1987-7	842-3425	842-3425
北関東通商(株)	土浦市穴塚 1486	823-8549	824-0357
(株)つくばエコリサイクル	つくば市北条 5034	867-0250	867-0525
小松崎金属(株)	土浦市真鍋 2-3-3	822-3875	822-3925
(株)斎藤英次商店	土浦市神立町 3881-1	896-3321	896-3325
(有)三晃商会	稲敷郡美浦村受領 915	840-4181	811-7455
(有)高山商店	稲敷郡阿見町掛馬 326	887-6520	887-5738
(有)ツクイ	土浦市城北町 7-23	821-7211	821-7288
内藤商店	土浦市大岩田 2466-2	822-0371	822-1371
(有)中澤産業	つくばみらい市狸穴 1360	(0297) 58-6214	(0297) 58-6831
(株)夏川商店	土浦市小松 1-19-27	821-0091	821-0836
(株)ハシモト	土浦市乙戸 766-9	841-1382	842-9703
柳商店	土浦市神立東 2-14-13	831-2218	831-2218

日立セメント株式会社
神立資源リサイクルセンター
【所在地】土浦市東中貫町6-8
電話 029(832)3300
FAX 029(832)3305

※生ごみを肥料とバイオガスにリサイクルする会社です。



事業者に係る廃棄物処理の法体系



各種リサイクル法

容器包装リサイクル法 容器包装廃棄物の分別収集と事業者による再商品化

家電リサイクル法 特定家庭用機器廃棄物の廃出を抑制・商品化等の実施

建設リサイクル法 建設資材の分別解体等・再商品化等の実施

食品リサイクル法 食品廃棄物等の発生抑制・食品循環資源の再生利用の促進

食品ロス削減推進法 食品ロスの削減について積極的に取り組む

自動車リサイクル法 使用済自動車の再資源化等を推進

小型家電リサイクル法 使用済小型電子機器等を分別・再資源化を促進

PCB特別措置法 PCB廃棄物の保管・処分等についての規制

土浦市関係条例等

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(抜粋)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者による廃棄物の発生抑制等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期の使用が可能な製品等の開発、製品等の修理体制の確保等廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等の推進)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、包装、容器等に係る基準を自ら設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生を抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が製品の購入等に際して、その製品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民がその製品に係る包装材、容器等の返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(一般廃棄物の処理等)

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちにこれを収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

2 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者が不在の場合には、管理者とする。以下同じ。）に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(事業者の産業廃棄物の処理)

第16条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

別表第1(第 20 条関係)

事業活動に伴って生じたごみを排出者が市長の指定する処理施設に搬入をします。	1 回の搬入量 10 キログラムにつき 265 円とし、当該搬入量に 10 キログラムに満たない部分がある場合における当該 10 キログラムに満たない部分の扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 当該搬入量が 10 キログラムに満たないとき 10 キログラムとする。 (2) 当該搬入量が 10 キログラムを超えるととき 当該 10 キログラムに満たない部分を四捨五入し、0 キログラム又は 10 キログラムとする。
---------------------------------------	--

土浦市さわやか環境条例(抜粋)

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、清潔な環境が保持されるよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

(宣伝物等の配布者の収拾義務等)

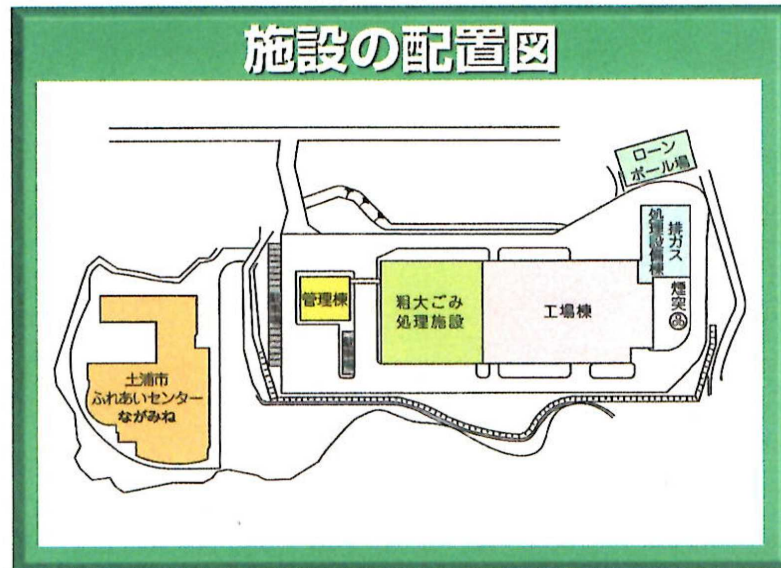
第 7 条 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布し、又は配布させた者（以下「配布者」という。）は、その配布場所周辺に宣伝物等が飛散したときは、当該宣伝物等を速やかに収拾しなければならない。

2 市長は、宣伝物等がその配布場所周辺に飛散している場合は、配布者に対し、当該宣伝物等を収拾するよう指示することができる。

【土浦市清掃センター】

土浦市中村西根1811-1

電話029(841)3427



土浦市市民生活部環境衛生課

〒300-8686

土浦市大和町9番1号

電話029(826)1111

クリーン推進係 内線2444・2445

衛生管理係 内線 2461・2407